

恵那市広告付物品無償提供取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が民間事業者等から業務で使用する物品等に広告を掲載したもの（以下「広告付物品」という。）の無償提供を受けることにより、経費の削減及び民間事業者等の宣伝による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告付物品の種類)

第2条 広告付物品の種類は、次に掲げるもののうち、市長が広告を掲載することがふさわしいと認めるものとする。

- (1) 市が業務で使用する封筒、消耗品等
- (2) その他広告媒体として活用できる物品

(掲載の基準)

第3条 広告付物品に掲載する広告の基準は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類するもの

- イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続中のもの

- エ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

- オ 市に納付すべき税を滞納しているもの

- カ その他広告媒体に掲載する業種又は事業者として不適當であると市長が認めるもの

- (2) 法律、法律に基づく命令、条例又は規則に違反するもの又はそのおそれがあるもの

- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- (4) 政治性又は宗教性のあるもの

- (5) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの

- (6) 社会問題についての主義主張に係るもの

- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第 77 号) 第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する暴力団等の利益につながるもの又はそのおそれがあるもの

(9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、市長は、広告媒体ごとに掲載する広告の基準を別に定めることができるものとする。

(無償提供者の募集)

第 4 条 市長は、広告付物品を無償提供する者（以下「無償提供者」という。）を募集する場合は、あらかじめ広告媒体ごとに次に掲げる事項を記載した募集要項を定めるものとする。

(1) 広告媒体の種類

(2) 広告の規格、枠数及び掲載期間

(3) 広告の募集方法及び募集期間

(4) 広告の選定方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集に必要な事項

(広告付物品の使用期間)

第 5 条 広告付物品を使用する期間は、1 年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(無償提供者の資格)

第 6 条 無償提供者は、第 3 条各号に掲げる基準のいずれにも該当しない民間事業者等のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市又は土岐市（以下「東濃地域」という。）に本社、営業所又は事務所（以下「事業所」という。）を有する個人、法人、団体等（以下「地域事業者」という。）

(2) 広告主を募集し、広告媒体に広告を掲載することを業務とする広告代理店等（以下「広告代理店」という。）

(無償提供の申込み)

第 7 条 広告付物品の無償提供を申し込む者（以下「申込者」という。）は、広告付物品無償提供申込書（様式第 1 号）及び情報調査確認承諾書（様式第 2 号）に必要な書類を添え、市長に申し込まなければならない。この場合において、申込みに要する費用は申込者の負担とする。

(無償提供者の決定)

第 8 条 市長は、前条の申込書の提出があった場合は、次条に規定する審査委員会でその内容を審査し、無償提供者を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果を広告付物品無償提供可否決定通知書（様式第 3 号）により申込者に通知するものとする。

(審査委員会)

第9条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の審査を行うため、恵那市広告付物品無償提供事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- (1) 無償提供者に関すること。
- (2) 広告の内容に関すること。
- (3) その他広告の掲載に関すること。

2 審査委員会は、委員長及び委員で構成する。

3 委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員は、総務部次長、総務課長、財務課長及び企画課長をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

6 審査委員会の庶務は、総務部財務課において処理する。

(会議)

第10条 審査委員会は、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(広告原稿の作成)

第11条 第8条の規定により無償提供が決定した無償提供者は、物品等に掲載する広告の原稿（以下「広告原稿」という。）を市長に提出するものとする。ただし、無償提供者が広告代理店の場合は、事前に物品等に掲載する広告主の情報調査確認承諾書に必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により広告原稿が提出された場合は、審査委員会で審査し、広告の内容を決定するものとする。

(広告内容の変更)

第12条 市長は、前条第2項の規定により広告の内容を決定した後においても、第3条の規定及び第4条第1項に規定する募集要項に照らし、広告が適当でないと認めるときは、無償提供者に対して広告の変

更又は広告付物品の交換（以下「広告の変更等」という。）を求めることができる。この場合において、広告の変更等に要する費用は無償提供者の負担とする。

（無償提供者の決定の取消し）

第 13 条 市長は、次の各号に掲げるものに該当するときは、無償提供者の決定を取り消すことができる。

- （１） 指定期日までに広告付物品の納入がないとき。
- （２） 前条の規定による広告の変更等を行わないとき。
- （３） 無償提供者から広告掲載の辞退の申出があったとき。
- （４） 前３号に掲げるもののほか、この要綱の目的に照らして、適当な事業者でないと市長が認めるとき。

２ 市長は、前項に規定する決定の取消しを行ったときは、広告付物品無償提供取消通知書（様式第４号）により無償提供者に通知するものとする。

（広告付物品の返還）

第 14 条 既納の広告付物品は、返還しないものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（無償提供者の責務）

第 15 条 無償提供者は、広告付物品に掲載された広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

２ 無償提供者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべての権利処理が完了していることを保証しなければならない。

３ 無償提供者は、第三者から市に対して掲載した広告内容について損害を被ったという請求がなされた場合は、自らの責任及び負担において解決するものとする。

（委任）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この告示は、告示の日から施行する。

（恵那市広告掲載取扱要綱の一部改正）

２ 恵那市広告掲載取扱要綱（平成 24 年恵那市告示第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条を削り、第 18 条を第 17 条とする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

広告付物品無償提供申込書

恵那市長 様

申込者 所在地又は住所
商号又は名称等
代表者 職・氏名 印

恵那市広告付物品無償提供取扱要綱の規定を承諾の上、下記のとおり
申し込みます。

記

1. 無償提供する物品

2. 提供数量

3. 担当者連絡先

担当者名

電話番号

F A X 番号

E - Mail

4. 添付資料

（1）会社案内、パンフレット等（事業内容がわかるもの）

（2）その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

情報調査確認承諾書

恵那市長 様

申込者 所在地又は住所
商号又は名称等
代表者 職・氏名 印

無償提供申込み又は広告掲載期間中に、貴市が必要と認める都度、下記事項について確認することを承諾します。

記

1. 市税の納入状況
2. その他広告の掲載に関して必要なこと

注 押印する印鑑は、法務局又は市町村に印鑑登録がされている印鑑（実印）を使用してください。

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

広告付物品無償提供可否決定通知書

様

恵那市長

印

年 月 日付けで申込みのあった広告付物品の無償提供について、下記のとおり無償提供を 受ける・受けない ことに決定したので通知します。

記

1. 無償提供を受ける広告付物品
2. 提供数量
3. 無償提供を受けない場合の理由

様式第 4 号（第 13 条関係）

年 月 日

広告付物品無償提供取消通知書

様

恵那市長

印

年 月 日付けで決定した広告付物品の無償提供について、
下記により無償提供を取り消しますので通知します。

記

1. 無償提供を決定した広告付物品
2. 提供数量
3. 無償提供を取り消す理由